

## 子どもの定期予防接種

種別	対象月齢・年齢	標準的な接種期間(方法)	接種間隔と接種回数
BCG 計1回	生後1歳に至るまでの間にある人	生後5か月に達した時から8か月に達するまでの期間	1回接種
B型肝炎 計3回	生後1歳に至るまでの間にある人	生後2か月に達した時から生後9か月に達するまでの期間	27日以上の間隔を置いて2回接種した後1回目の注射から139日(20週)以上の間隔を置いて1回接種
不活化ポリオ 初回 計3回 追加 計1回	生後2か月から7歳6か月になる1日前までの間にある人	生後2か月に達した時から12か月に達するまでの期間 初回終了後12か月に達した時から18か月に達するまでの期間	20日以上(標準的には56日まで)の間隔を置いて3回接種 初回3回終了後6か月以上の間隔を置いて1回接種
5種混合 (ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風・Hib混合) (注5)	生後2か月から7歳6か月になる1日前までの間にある人	生後2か月に達した時から7か月に達するまでの期間 初回終了後6か月に達した時から18か月に達するまでの期間	20日以上(標準的には56日まで)の間隔を置いて3回接種 初回3回終了後6か月以上の間隔を置いて1回接種
4種混合 (ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風混合) (注6)	生後2か月から7歳6か月になる1日前までの間にある人	生後2か月に達した時から12か月に達するまでの期間 1期初回終了後12か月に達した時から18か月に達するまでの期間	20日以上(標準的には56日まで)の間隔を置いて3回接種 初回3回終了後6か月以上の間隔を置いて1回接種
3種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風混合)	生後2か月から7歳6か月になる1日前までの間にある人	生後2か月に達した時から12か月に達するまでの期間 1期初回終了後12か月に達した時から18か月に達するまでの期間	20日以上(標準的には56日まで)の間隔を置いて3回接種 初回3回終了後6か月以上の間隔を置いて1回接種
2種混合 (ジフテリア・破傷風混合)	生後2か月から7歳6か月になる1日前までの間にある人	生後3か月に達した時から12か月に達するまでの期間 1期初回終了後12か月に達した時から18か月に達するまでの期間	20日以上(標準的には56日まで)の間隔を置いて2回接種 初回2回終了後6か月以上の間隔を置いて1回接種
2種混合 (ジフテリア・破傷風混合)	11歳以上13歳未満の人	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間	1回接種
麻しん・風しん混合 (MR) (注7)	生後1歳から2歳になる1日前までの間にある人 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間の間にある人	初回：生後12か月から15か月に達するまでに1回 追加：初回接種後6か月から12か月までの間隔で1回	3か月以上(標準的には6か月から12か月まで)の間隔を置いて2回接種 1回接種
水痘 計2回	生後1歳から3歳になる1日前までの間にある人	初回：生後12か月から15か月に達するまでに1回 追加：初回接種後6か月から12か月までの間隔で1回	3か月以上(標準的には6か月から12か月まで)の間隔を置いて2回接種
日本脳炎 (注8)	生後6か月から7歳6か月になる1日前までの間にある人 生後6か月から7歳6か月になる1日前までの間にある人 9歳以上13歳未満の人	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間 4歳に達した時から5歳に達するまでの期間 9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	6日以上(標準的には28日まで)の間隔を置いて2回接種 初回2回終了後6か月以上(標準的にはおおむね1年)の間隔を置いて1回接種 1回接種
ヒトパピローマウイルス感染症 (注9)	[サーバリックスを接種する場合] 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 計3回 [シルガード9を接種する場合] 12歳となる日の属する年度の初日から15歳未満の女子 計2回 詳細については市ホームページをご覧ください。	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの期間 [サーバリックスを接種する場合] 2回目：1回目の接種から1か月以上の間隔をおく 3回目：1回目の接種から5か月以上かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔をおく [ガーダシルを接種する場合] 2回目：1回目の接種から1か月以上の間隔をおく 3回目：2回目の接種から3か月以上の間隔をおく [シルガード9を接種する場合] 2回目：1回目の接種から6か月後	[サーバリックスを接種する場合] 2回目：1回目の接種から1か月以上の間隔をおく 3回目：1回目の接種から5か月以上かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔をおく [ガーダシルを接種する場合] 2回目：1回目の接種から1か月以上の間隔をおく 3回目：2回目の接種から3か月以上の間隔をおく [シルガード9を接種する場合] 2回目：1回目の接種から5か月以上の間隔を置く
ロタウイルス感染症	生後6週から24週までの間にある人 生後6週から32週までの間にある人	[ロタリックスを接種する場合] 生後6週に至った日の翌日から、生後24週に至る日の翌日までの期間。 生後2か月から生後14週6日まで に初回接種を受けてください。 [ロタテックを接種する場合] 生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの期間。 生後2か月から生後14週6日まで に初回接種を受けてください。	[ロタリックスを接種する場合] 27日以上の間隔を置いて2回経口接種 [ロタテックを接種する場合] 27日以上の間隔を置いて3回経口接種

(注5) 4種混合ワクチンとHib感染症ワクチンで接種することも可能です。  
 (注6) 3種混合ワクチンまたは2種混合ワクチンと不活化ポリオワクチンで接種することも可能です。  
 (注7) 麻しんまたは風しんにかかったことがある人も、MRワクチンを使用いただいても差し支えありません。また、麻しんまたは風しん単抗原ワクチンの接種も可能です。  
 (注8) 平成17(2005)年度から平成21(2009)年度にかけての日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逃した、平成7(1995)年4月2日から平成19(2007)年4月1日生の人(20歳の誕生日を迎えた人は除く)は、20歳の誕生日の1日前までの間、定期接種として必要な回数分の接種が可能です。  
 (注9) 子宮頸がんワクチン(HPV)について、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逃した、平成9(1997)年4月2日から平成18(2006)年4月1日生まれの女性は、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度に定期接種として必要な回数分の接種が可能です。また令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までは、[平成18(2006)年4月2日から平成19(2007)年4月1日生まれの女子]、令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までは、[平成18(2006)年4月2日から平成20(2008)年4月1日生まれの女子]も接種できます。なお、シルガード9の接種の詳細については市ホームページをご覧ください。

## 健康増進課

TEL (077)554-6100

### 子どもの定期予防接種

- 対象：接種日当日に栗東市に住民登録をしている該当年齢の人
- 持ち物：母子健康手帳(予防接種履歴が確認できない場合、接種できません。健康保険証等の本人確認ができるもの  
予防接種委任状(保護者以外の代理人が同伴する場合)
- 接種費用：無料(対象年齢、接種回数、接種間隔等、法律に基づかない場合、接種料は自己負担となります。)
- 場所：栗東市・草津市内の実施医療機関は12から15ページの医療機関一覧をご覧ください。守山市・野洲市内の実施医療機関でも事前手続きなしで接種できます。

※「かかりつけ医がいる」等の理由で、上記の4市以外の県内医療機関で予防接種を希望する人は「滋賀県予防接種広域化事業」に登録されている医療機関で予防接種を受けることができます。希望者は事前の手続きが必要ですので、必ず健康増進課で手続き(オンライン申請も可能)を行ってください。また、県外医療機関で予防接種を希望する人も、必ず健康増進課で早めに手続き(オンライン申請も可能)を行ってください。

※予防接種を受ける前に「予防接種と子どもの健康」(または、予診票の説明文)を必ず読んでください。

※予診票は栗東・草津・守山・野洲市内の予防接種実施医療機関にあります。

定期の予防接種を受けるとき、原則保護者(親権者・後見人等)の同意、同伴が必要です。ただし、保護者以外で祖父母等の被接種者の健康状態を普段より熟知する人が同伴する場合、『予防接種委任状』を提出すれば、予防接種を受けることができます。委任状は市ホームページからダウンロードできるほか、栗東市・草津市の予防接種実施医療機関、栗東市健康増進課にもあります。

### 子どもの定期予防接種一覧

種別	対象月齢	初回接種開始時の月齢	接種間隔と接種回数
Hib感染症	生後2か月から5歳に至るまでの間にある人	生後2か月から7か月に至るまでの間にある人(標準的な接種月齢)	初回：生後1歳に至るまでの間に27日以上(標準的には56日まで)の間隔を置いて3回接種(注1) 追加：初回接種終了後7か月以上(標準的には13か月まで)の間隔を置いて1回接種
		生後7か月に至った日の翌日から1歳に至るまでの間にある人	初回：生後1歳に至るまでの間に27日以上(標準的には56日まで)の間隔を置いて2回接種(注2) 追加：初回接種終了後7か月以上(標準的には13か月まで)の間隔を置いて1回接種
小児の肺炎球菌感染症	生後2か月から5歳に至るまでの間にある人	生後2か月から7か月に至るまでの間にある人(標準的な接種月齢)	初回：生後2歳に至るまでの間に(標準的には生後1歳まで)27日以上の間隔を置いて3回接種(注3) 追加：初回接種終了後60日以上の間隔を置いて、生後12か月に至った日以降(標準的には生後15か月まで)において1回接種
		生後7か月に至った日の翌日から1歳に至るまでの間にある人	初回：生後2歳に至るまでの間に(標準的には生後1歳まで)27日以上の間隔を置いて2回接種(注4) 追加：60日以上の間隔を置いて、生後1歳に至った日以降において1回接種
		生後1歳に至った日の翌日から2歳に至るまでの間にある人	60日以上の間隔を置いて2回接種
		生後2歳に至った日の翌日から5歳に至るまでの間にある人	1回接種

※Hib感染症・小児の肺炎球菌感染症予防接種は初回接種開始時の月齢によって接種回数が異なります。

- (注1) 初回接種のうち2回目および3回目は生後1歳に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わないこと。ただし、追加接種は可能です。
- (注2) 初回接種のうち2回目の接種は生後1歳に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わないこと。ただし、追加接種は可能です。
- (注3) 初回接種のうち2回目および3回目の接種は生後2歳に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わないこと。ただし、追加接種は可能です。初回接種のうち2回目の接種が生後1歳を超えた場合、3回目の接種は行わないこと。ただし、追加接種は可能です。
- (注4) 2回目の接種は生後24か月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わないこと。ただし、追加接種は可能です。